

NPO法人この指とまれ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人この指とまれという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県玉名市大浜町4139番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、玉名市の人たちに対して環境保全、海岸の清掃活動、一人暮らしの高齢者の支援に関する事業や、地域の活性化を図る活動を行い、豊かな地域社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 環境美化事業
- (2) 高齢者支援事業
- (3) スポーツイベント支援事業
- (4) 外国人受け入れ支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解

任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、

所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- （残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岸田 普
副理事長	右田 憲吾
副理事長	本田 智鶴
理事	中山 直幸
監事	西村 和夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	1, 0 0 0 円
正会員会費	3, 0 0 0 円 (1年間分)
(2) 賛助会員入会金	1, 0 0 0 円
賛助会員会費	3, 0 0 0 円 (1年間分)

役 員 名 簿

法人名：NPO法人この指とまれ

役 名 (役職名)	氏 名	住 所 又 は 居 所	報 酬 の 有 無
理 事 (理事長)	岸田 普	〒260-0801 千葉県千葉市中央区新大塚1-1-1 この指とまれ 事務局	無
理 事 (副理事長)	右田 憲吾	〒260-0801 千葉県千葉市中央区新大塚1-1-1 この指とまれ 事務局	無
理 事 (副理事長)	本田 智鶴	〒260-0801 千葉県千葉市中央区新大塚1-1-1 この指とまれ 事務局	無
理 事	中山 直幸	〒260-0801 千葉県千葉市中央区新大塚1-1-1 この指とまれ 事務局	無
監 事	西村 和夫	〒260-0801 千葉県千葉市中央区新大塚1-1-1 この指とまれ 事務局	無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

地域のために微力ですが少人数で活動を行っておりますが、今後は活動範囲を広げ多くの方の力を借りて活動をして行きたい。特にお年寄りの方のサポート、弱者のサポートが出来たらと考えております。

2 申請に至るまでの経過

令和4年3月より新玉名駅の清掃活動を行っております。月に1回～2回程度要望があれば、草刈、公衆トイレ、連絡通路などの清掃活動を行っております。令和6年1月よりしっかりとした基盤を持つ活動を展開するため、上記趣旨に賛同を得た6人で発起人会設立。

令和6年1月から2月まで 設立趣旨所その他総会資料作成のため発起人会開催

令和6年3月 総会を開催し、法人設立を決議。以降今日に至る。

令和6年3月26日

法人名	NPO法人	この指とまれ
設立代表者	住所	
	氏名	岸田 普

初年度事業計画書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

法人名：NPO法人この指とまれ

1 事業実施の方針

初年度は、市役所の事業受託の契約をして事業拡大を図っていききたい。民生委員、区長会を通じての高齢者へのサポート事業を展開していききたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込 額 (千円)
環境美化事業	公共施設の管理運営を受託して取り組む	通年	玉名市	10人	不特定多数	38
高齢者支援事業	一人暮らしの方のサポート	通年	玉名市	10人	玉名市内 100人	0
スポーツイベント支援事業						
外国人受け入れ支援事業						

翌年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

法人名：NPO法人この指とまれ

1 事業実施の方針

翌年度は、昨年度同様に行政に働きかけをし事業受託をしながら事業拡大を図って行きたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支出 見込 額 (千円)
環境美化事業	公共施設の管理を受託して取り組む	通年	公共施設	15人	不特定多数	90
高齢者支援事業	一人暮らしの方のサポート	通年	玉名市	15人	玉名市の高齢者100人	40
スポーツイベント支援事業	スポーツイベントに関して、受託して運営に取り組む	通年	玉名市	15人	玉名市50人	30
外国人受け入れ支援事業	管理運営を受託して運営に取り組む	通年	玉名市	15人	玉名郡市20人	30

初年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

(NPO法人この指とまれ)

科目	金 額 (単位：円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (1,000×10人：3,000×10人)	40,000		
賛助会員受取会費 (1,000×0人：3,000×0人)	0	40,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	10,000		
施設等受入評価益	0	10,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
環境美化事業収益	50,000		
高齢者支援事業収益	50,000		
スポーツイベント支援事業収益	0		
外国人受け入れ支援事業収益	0	100,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計			150,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
臨時雇賃金	20,000		
法定福利費	0		
人件費計	20,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	3,000		
印刷製本費	0		
消耗品費	0		
備品費	15,000		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	0		
雑費	0		
その他経費計	18,000		
事業費計		38,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	0		
備品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	10,000		
雑費	0		
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			48,000
当期経常増減額			102,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			102,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			102,000

活動予算書の注記(初年度)

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- (3) ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	環境美化事業費	高齢者支援事業費	スポーツイベント支援事業費	外国人受け入れ支援事業費	合 計
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0
臨時雇賃金	20,000	0	0	0	20,000
法定福利費	0	0	0	0	0
人件費計	20,000	0	0	0	20,000
(2) その他経費					
旅費交通費	0	0	0	0	0
通信運搬費	3,000	0	0	0	3,000
印刷製本費	0	0	0	0	0
消耗品費	0	0	0	0	0
備品費	15,000	0	0	0	15,000
水道光熱費	0	0	0	0	0
地代家賃	0	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0
雑費	0	0	0	0	0
その他経費計	18,000	0	0	0	18,000
合 計	38,000	0	0	0	38,000

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(NPO法人この指とまれ)

科目	金 額 (単位: 円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (1,000×5人:3,000×15人)	50,000		
賛助会員受取会費 (1,000×0人:3,000×0人)	0	50,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
環境美化事業収益	100,000		
高齢者支援事業収益	100,000		
スポーツイベント支援事業収益	300,000		
外国人受け入れ支援事業収益	100,000	600,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計			650,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
臨時雇賃金	120,000		
法定福利費	0		
人件費計	120,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	40,000		
通信運搬費	10,000		
印刷製本費	5,000		
消耗品費	5,000		
備品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	0		
雑費	10,000		
その他経費計	70,000		
事業費計		190,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	0		
備品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	10,000		
雑費	10,000		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			210,000
当期経常増減額			440,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			440,000
前期繰越正味財産額			102,000
次期繰越正味財産額			542,000

活動予算書の注記（令和7年度）

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- （1） 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- （2） 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- （3） ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- （4） 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	環境美化事業費	高齢者支援事業費	スポーツイベント支援事業費	外国人受け入れ支援事業費	合 計
（1） 人件費					
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0
臨時雇賃金	30,000	30,000	30,000	30,000	120,000
法定福利費	0	0	0	0	0
人件費計	30,000	30,000	30,000	30,000	120,000
（2） その他経費					
旅費交通費	30,000	10,000	0	0	40,000
通信運搬費	10,000	0	0	0	10,000
印刷製本費	5,000	0	0	0	5,000
消耗品費	5,000	0	0	0	5,000
備品費	0	0	0	0	0
水道光熱費	0	0	0	0	0
地代家賃	0	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0
雑費	10,000	0	0	0	10,000
その他経費計	60,000	10,000	0	0	70,000
合 計	90,000	40,000	30,000	30,000	190,000